

奄美市健康体験交流施設再整備活用事業アドバイザー業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月

奄美市

奄美市健康体験交流施設再整備活用事業アドバイザー業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

奄美市（以下「本市」という。）は、令和5年5月から休館になっている「奄美市健康体験交流施設」を有効活用するため、再活用に向け民間事業者を対象としたサウンディング調査や市民アンケート等を実施してきたところである。これらの調査をもとに再活用の方針を「観光拠点施設」と位置づけ効果的かつ効果的な施設整備を図るため、民間資金を活用した提案による整備を目指し、奄美市健康体験交流施設再整備活用事業（以下「本事業」という。）を実施する。

ついては、実施方針等の作成から民間事業者との事業契約締結までの検討、手続等の民間活力の導入プロセスを適正かつ確実に推進するため、法務等の専門的知見を活かした総合的な支援を受けるものとする。

本実施要領は、奄美市健康体験交流施設再整備活用事業アドバイザー業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により評価するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

奄美市健康体験交流施設再整備活用事業アドバイザー業務委託

(2) 業務内容

奄美市健康体験交流施設再整備活用事業アドバイザー業務委託公募型プロポーザル仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 委託金額の上限

25,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、本業務は令和7年度から令和8年度までの継続業務とし、令和7年度の支払い上限額は、5,500,000円（税込）以内とする。

(5) 委託契約予定事業者選定方法

本プロポーザルにより企画提案を求め、審査基準に基づき審査し、委託契約予定事業者を選定する。

3 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であ

ること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 本市及び他自治体において入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 本市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (5) 国、地方公共団体が発注した同種又は類似の業務実績を有している者であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合。
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 見積書記載の金額が委託金額の上限を超えた場合。
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合。
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 実施要領配布開始 | 令和7年11月7日（金） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年11月17日（月）正午まで |
| (3) 質問書の回答 | 令和7年11月19日（水） |
| (4) 参加表明書等提出期限 | 令和7年11月25日（火）午後5時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和7年11月27日（木） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和7年12月10日（水）午後3時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和7年12月17日（水）（予定） |
| (8) 選定結果公表 | 令和7年12月下旬（予定） |

※ 参加資格審査結果発送後のスケジュールについては、事情により変更する場合があります、その際は電子メールにより知らせることとする。

6 参加の手続き

- (1) 実施要領の配布等

本業務における実施要領等は本市ホームページに各ファイルを掲載することとし、窓口での配布は行わない。

ア 配布開始日 令和7年11月7日（金）

- (2) 質問受付及び回答

本業務に関する質問がある場合は、別添質問書（様式第1号）により電子メールで提出することとし、口頭による質問は受付けない。

ア 提出期限 令和7年11月17日（月）正午まで

イ 提出方法 電子メールにて以下のメールアドレスに送付

（奄美市紬観光課：kanko@city.amami.lg.jp）

※ 質問書はワード形式のまま添付ファイルとして送付すること。また、押印は不要とする。

※ メール送信時に奄美市紬観光課へ電話で到着確認の連絡を必ず行うこと。

ウ 回答方法

質問及び回答を取りまとめ、本市ホームページにおいて公表する。

また、質問に関する回答は本要領を補完するものとする。

(3) 参加表明書等の提出

本業務の参加を希望する事業者は、次のとおり参加表明書等の必要書類を提出すること。

ア 提出期限 令和7年11月25日（火）午後5時まで

イ 提出先 鹿児島県奄美市名瀬幸町25-8 奄美市役所紬観光課宛て

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又は電子メールによる。

※ 持参の場合は、土、日、祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。

郵送の場合は提出期限までに必着すること。

※ 電子メールの場合は、件名を「プロポーザル参加表明」とし、押印が必要な書類はスキャンしたPDFファイルにより提出すること。

※ メール送信時に奄美市紬観光課へ電話で到着確認の連絡を必ず行うこと。

エ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第2号）

(イ) 事業者の概要（様式第3号）

※ 会社概要や実施業務について記載したパンフレット等の資料があれば提出すること。

オ 参加資格の確認

提出された各書類において参加資格の確認を行い、その結果を次のとおり通知する。

(ア) 結果通知予定日 令和7年11月27日（木）

(イ) 通知方法 全参加表明者に対し、「事業者の概要（様式第3号）」に記載されている連絡担当者あてに電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

本業務の企画提案にあたっては、次のとおり企画提案書等の必要書類を提出すること。

なお、提出にあたっては参加資格審査に合格した事業者1者につき1提案とする。

ア 提出期限 令和7年12月10日（月）午後3時まで

イ 提出先 鹿児島県奄美市名瀬幸町25-8 奄美市役所紬観光課宛て

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）による。

※ 持参の場合は、土、日、祝日を除き、各日午前9時から午後5時（最終日は午後3時）までの時間とする。郵送の場合は提出期限までに必着すること。

エ 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書（様式第4号） 1部

(イ) 企画提案（任意様式） 10部（正1部、副9部）

※ CD-ROM等により電子データも提出すること。

(ウ) 業務実績（様式第5号） 1部

アドバイザー業務の実績を5件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先すること。なお、記入した業務については、契約書の写しの他、用途・規模・構造が同種業務又は類似業務に該当することが確認できる資料等を参考資料として添付すること。

(エ) 見積書（様式第6号） 1部

※ 見積金額の内訳については、応募者が想定した作業項目ごとに任意の様式で、各業務に係る職種区分とその人工数を明示し、提出すること。

(オ) 業務体制表（様式7号）

(カ) 予定担当者調書（様式8号）

オ 企画提案の内容

8-(5) 審査基準の内容を踏まえ企画提案を作成すること。

カ 企画提案書作成に係る留意事項

(ア) 企画提案は、原則A4版、縦型、横書、文書は12ポイント程度の文字で作成すること。また、全て片面印刷とし、10枚以内にまとめ、図や表等はA3の使用を認めるが、片面使用のみとしA4版2ページでカウントする。

(イ) 各ページにページ番号を付すこと。

(ウ) 企画提案は左綴じとすること。

キ 提出書類の取扱いについて

(ア) 提出後において、提出書類等の追加、変更、差替え、再提出及び撤回は認めない。

(イ) 提出された企画提案書等の書類は、審査終了後も返却しない。

7 参加の辞退

参加表明書（様式第2号）を提出後、都合により企画提案をしない（プロポーザル参加を辞退する）場合は、すみやかに事務局まで連絡の上、応募辞退届（様式第9号）を提出すること。

8 審査方法等

(1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準により、総合的に評価・採点し、次の選定順に従い順次選定する。

① 全委員の総合評価点数の合計が最も高い者

② ①が複数ある場合は、業務提案に係る項目の評価点の合計が最も高い者

③ ②が複数ある場合は、提案価格の最も安価な者

なお、選定の段階で、提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。

(2) 参加表明者が1者の場合についても、提案書及びプレゼンテーションの内容を評価・採点し、審査における項目合計点の評価点が60%を満たさなければ失格とする。

(3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所などは別途通知する。なお、プレゼンテーションはオンラインでの参加も可

能とする。

(4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。なお、審査の経緯及び内容に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

(5) 審査基準

審査項目		審査内容・視点	配点
業務実績		・過去に国または地方公共団体の発注した同種または類似業務について十分な実績を有しているか。	15
業務実施体制		・従事予定者に同種又は類似業務の従事経験や資格等が十分か。 ・十分な人員数が配置されているか。 ・本業務に関する知識や実績を十分に有した従事予定者又は協力者等が確保された実施体制か。	15
業務提案	理解度	・本業務の目的、特性及び課題を理解しているか。 ・本市の現状や課題を理解しているか。	10
	提案力	・仕様書の内容を踏まえ本事業の実施に向けて具体的かつ的確な提案がされているか。 ・民間事業者のノウハウを最大限活用するための実施スキーム（事業手法、事業範囲、事業期間、リスク分担等）が期待できるか。 ・本市との連携並びに情報共有を図るための方策が提案されているか。 ・契約の締結において、民間事業者との調整や法的解釈の整合を適切に図るための方針等が提案されているか。	40
	工程計画	・本業務遂行のための作業工程が適切に示されているか。 ・各工程における取組計画、体制は妥当か。	10
提案価格		10 点×提案価格のうち最低価格/提案価格	10
合 計			100

(6) その他

選定委員会の委員が事故等により評価できない時は、その委員の評価点は0点として合計点を算出する。

9 契約の締結

- (1) 委託契約予定事業者と本市が契約内容等の協議を行い、契約方法については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。
- (2) 何らかの理由により委託契約予定事業者との協議が整わない場合や、その事業者が業務を遂行できないと認められる場合にあっては、次点者の順に協議を行い、契約を締結する場合がある。
- (3) 本業務の委託契約は、本市の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約金額については提出された見積額とする。
- (5) 契約保証金については、奄美市契約規則第34条第1項第9号の規定により免除とする。

10 留意事項

- (1) 参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は本市に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類は、奄美市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報及び事業者独自の提案等は非公開）となります。

11 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

奄美市紬観光課 担当：上畑・金城

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

電話：0997-52-1111（内線5313） FAX：0997-52-1364

電子メール：kanko@city.amami.lg.jp